

C9-C14 PFCAs の規制が施行 (REACH 附属書XVII)



2021年8月4日にREACHの附属書XVII^{※1}の内容を改正する(EU)2021/1297が公布され、EUにおいて炭素数が9~14のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)が規制されます。特定の用途を除いて2023年2月25日から施行されます。

【背景】PFOAがEu POPsで規制され、その代替物質として企業がC9-C14 PFCAsを使用する可能性があります。PFOAの代替物質としてC9-C14 PFCAsを使用した場合、環境中への放出量増加が懸念されるため、C9-C14 PFCAsが規制されます。

【対象物質】C9-C14 PFCAの直鎖^{※2}及び分岐鎖^{※2}とその塩及びC9-C14 PFCAs関連物質^{※3}

対象物質の例 (左側の数字は炭素数)	略称
C9: ペルフルオロノナン酸	PFNA
C10: ノナデカフルオロデカン酸	PFDA
C11: ヘニコサフルオロウンデカン酸	PFUnDA
C12: トリコサフルオロドデカン酸	PFDoDA
C13: ペンタコサフルオロトリデカン酸	PFTrDA
C14: ヘプタコサフルオロテトラデカン酸	PFTDA

6物質の総称が「C9-C14 PFCAs」

【規制値】

- ・C9-C14 PFCAs とその塩の合計で 25ppb
- ・C9-C14 PFCAs 関連物質の合計で 260ppb

【適用除外】用途によって、規制値や適用の期限が異なる場合があります。例えばPTFEマイクロパウダーについては規制値を1000ppb以下とし、欧州委員会は2024年8月25日までに見直しを行うとしています。適用除外の詳細については(EU)2021/1297でご確認下さい。

※1 附属書XVIIの対象物質について、制限条件に合致しない場合には、製造や上市又は使用ができません。

※2 直鎖と分岐鎖については、小冊子「PFASの特徴と各国の規制」P10に解説を載せていますので参照下さい。

※3 C9-C14 PFCAs 関連物質とは、その分子構造からC9-C14 PFCAsに分解または変換される可能性があると考えられる物質をいいます。

C9-C14 PFCAsを含めたPFASの法規制などについてまとめたものを小冊子として発行しています。ご希望の方は[当社ホームページ](#)又は右のQRコードより申し込み下さい。

小冊子お申し込み



詳しくは、当社 営業担当 又は 分析担当者 佐藤(亮)、長谷川(フリーダイヤル0120-01-2590)まで、お気軽にお問い合わせください。右のQRコードからも問い合わせできます。

お問い合わせフォーム



■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

